

# 前回検討会における 教員に関する事項への主な意見及び その意見を踏まえた対応状況について

教員の質を担保しつつ能力の向上を図るため、教員の要件を見直す意見について、どう考えるか。

<現行>

## 言語聴覚士学校養成所指定規則 ※人数については次頁

- 言語聴覚士の養成に必要な指定科目を教授するのに適当な数の教員を有する。

※修業年限3年以上の文科省指定の学校、都道府県知事指定の言語聴覚士養成所（法第33条第1号）

- 5人以上（1学級増すごとに3人追加）は、医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する者の専任教員とする。
- 専任教員のうち、少なくとも3人は言語聴覚士の業務を5年以上業として行った言語聴覚士である。

## 言語聴覚士養成所指導ガイドライン

- 専任教員の数は、定員又は学級数に応じて増加する。
- 専任教員の1人1週間当たりの担当授業時間数は過重にならないよう15時間を標準とする。

※教員教及び専任教員の数は、指定規則と同記載。

## 要望書提案内容

- 言語聴覚士の養成に必要な指定科目を教授するのに適当な数の教員を有する。
- 専任教員の数は、定員又は学級数に応じて増加すること。

（変更内容）

- 6人以上（1学級増すごとに3人追加）は、医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する者の専任教員とし、少なくとも4人は言語聴覚士とする。 ※人数提案については次頁で内容を記載。
- 言語聴覚士の養成に必要な指定科目を教授するのに適当な数の教員を有し、担当科目に応じてそれぞれ相当の経験を有する医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識を有する者であることを原則とする。
- 1人1週間当たりの担当授業時間数は過重にならないよう10時間を標準とする。

（追加内容）

- 1つの養成施設の1つの課程に限り専任教員となれる。
- 専ら養成施設における養成に従事するものとする。
- 臨床に携わるなどにより、臨床能力の向上に努める。
- 言語聴覚士の専任教員は、5年以上言語聴覚療法に関する業務に従事した者であって、厚生労働大臣の指定する指針に基づく以下の講習会を修了した者とする。 ※指針については次頁で内容を記載。
  - ・日本言語聴覚士協会又は全国リハビリテーション学校協会が実施するもの。
- 養成施設は、臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う者（実務調整者）として、専任教員から1名以上配置する。

## <現状における専任教員の実務状況>

※1週間の平均時間

※月～金曜で集計

	授業	会議・委員会	臨床活動	学生指導	研究・その他	合計
大学	15.2時間	4.6時間	4.4時間	9.8時間	7.5時間	41.5時間
3年課程	13.2時間	5.2時間		10.2時間	10.2時間	40.9時間
2年課程	14.2時間	4.9時間		5.0時間	5.0時間	34.0時間

要望書抜粋：  
2021年日本言語聴覚士協会調べ

## 論点・懸念点

- ・ 専門学校等を含めて、言語聴覚士が医育機関に従事しながら臨床能力の向上はどのように努めるのか。
- ・ 専任教員の担当授業時間数（15時間）は養成所に向けた指導ガイドラインにて、養成所の専任教員に課せられていたものであるが、文科省指定の学校も含めた全ての養成施設の専任教員において10時間としたい要望と理解していいか。

要望事項（新規科目の追加や教育内容の拡充、専任教員の担当授業時間数の削減、専任教員の中で臨床担当の配置等）による教育の質向上のための見直しに伴い、教員の人数についても見直しを図る意見について、どう考えるか。

## 教員の人数（現行）

### 言語聴覚士学校養成所指定規則

修業年限3年以上の文科省指定の学校、都道府県知事指定の言語聴覚士養成所（法第33条第1号）※2号、3号は下表を参照

- 別表第1に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち5人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに3を加えた数）以上は医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する者（以下「医師等」という。）である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては3人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに1を加えた数）、その翌年度にあつては4人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに2を加えた数）とすることができる。
- 専任教員のうち少なくとも3人は、免許を受けた後法第2条に規定する業務を5年以上業として行った言語聴覚士（以下「業務経験5年以上の言語聴覚士」という。）であること。ただし、業務経験5年以上の言語聴覚士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては1人、その翌年度にあつては2人とすることができる。

	専任教員数	うち臨床業務経験 5年以上の言語聴覚士
修業年限3年以上（法第33条第1号）	5人以上	3人以上
修業年限2年以上（法第33条第3、5号）	4人以上	2人以上
修業年限1年以上（法第33条第2号）	3人以上	1人以上

### 言語聴覚士養成所指導ガイドライン

- 教員教及び専任教員の数は、指定規則と同記載のため、略。

## 要望書提案内容

### 言語聴覚士学校養成所指定規則

修業年限3年以上の文科省指定の学校、都道府県知事指定の言語聴覚士養成所（法第33条第1号）※2号、3号は下表を参照

- 別表第1に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち6人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに3を加えた数）以上は医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する者（以下「医師等」という。）である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては3人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに1を加えた数）、その翌年度にあつては4人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに2を加えた数）とすることができる。
- 専任教員のうち少なくとも4人は、免許を受けた後法第2条に規定する業務を5年以上業として行った言語聴覚士（以下「業務経験5年以上の言語聴覚士」という。）であること。ただし、業務経験5年以上の言語聴覚士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては1人、その翌年度にあつては2人とすることができる。

	専任教員数	うち臨床業務経験 5年以上の言語聴覚士
修業年限3年以上（法第33条第1号）	6人以上	4人以上
修業年限2年以上（法第33条第3、5号）	5人以上	3人以上
修業年限1年以上（法第33条第2号）	4人以上	2人以上

### 言語聴覚士養成所指導ガイドライン

- 教員教及び専任教員の数は、指定規則と同記載のため、略。

## 論点・懸念点

- ・ 需要過多にある言語聴覚士において、各学校養成所（73校）は追加する人数分の専任教員を集められる状況にあるのか。
- ・ 前頁で要望している専任教員の担当授業時間数（15時間⇒10時間）を行った場合、差分5時間×5人（専任教員）=25時間となり、1人追加ではカバーできないが、これは専任教員以外が行っても差し支えない範囲の授業が含まれていることと理解していいか。

教育の質向上のため、専任教員の要件について関係団体からの見直し提案をどう考えるか。

### 専任教員の関係部分人数（現行）

#### 言語聴覚士学校養成所指定規則

修業年限3年以上の文科省指定の学校、都道府県知事指定の言語聴覚士養成所（法第33条第1号）

※2号、3号は人数以外の違いがないため略

○ 専任教員のうち少なくとも3人は、免許を受けた後、業務経験5年以上の言語聴覚士であること。

#### 言語聴覚士養成所指導ガイドライン

○ 教員教及び専任教員の数は、指定規則と同記載のため、略。

### 要望書提案内容

#### （追加内容）

- 言語聴覚士の専任教員に求められる教育学の知識は、教育の本質・目標、心身の発達と教育課程、教育の方法・技術として明文化し、複数科目の履修を求めることとしたい。なお、科目等履修による取得も可能とする。
- 言語聴覚士の専任教員は、業務経験5年以上の言語聴覚士であって、厚生労働大臣の指定する指針に基づく以下の講習会（17単位：360時間）を修了した者としてほしい。※指針案は次頁に記載。
  - ・ 日本言語聴覚士協会又は全国リハビリテーション学校協会が実施するもの。
- 以下のものはこの限りではないとしたい。なお、実効的な目的達成のため、施行後3年の猶予期間を設けたい。
  - ・ 業務経験5年以上の言語聴覚士であって、大学等において教育学に関する科目を4単位以上修めた者
  - ・ 業務経験5年以上の言語聴覚士であって、科目等履修において教育学に関する科目を4単位以上修め、かつ臨床実習指導者講習会（16時間以上）を修了した者
  - ・ 業務経験3年以上の言語聴覚士であって、大学院において教育学に関する科目を4単位以上修め、課程を修了した者
  - ・ 上記と同等以上の知識と技術を有する者
  - ・ 既に専任教員である者
- 厚生労働大臣の指定する指針に基づく当該団体の講習会のうち、臨床実習指導者講習会（16時間以上）の修了者は指針の教育内容（臨床実習教育：60時間）を免除としたい。※指針案については次頁で内容を記載。
- 大学（大学院）卒業は、指針の教育内容（研究方法：30時間、管理と運営：60時間）を免除としたい。

### 論点・懸念点

- ・ 専任教員にどのような背景事情があり、求められる教育内容とそれに要する講習時間（科目単位）を算出しているのか。
- ・ 経過とともに内容が反れることが起きぬよう、特定の講習会を指定するのではなく、指針として定める基準に則った講習に統一して要件とすべきではないか。
- ・ 講習会（360時間）は、業務経験5年以上（3年以上）かつ大学（大学院）にて教育学に関する科目（4単位）を履修（履修し、課程を修了）と整合性あるものとして整理し、要望にて提案したと理解していいか。
- ・ 「同等以上の知識と技術を有する者」とは具体的に何を指すのか。
- ・ 教育の質向上が目的ならば、医育機関に従事する経験が5年以下の者等を既に専任教員である者と一律に免除対象としてよいのか。

## 要望書提案内容

専任教員講習として、厚生労働省が指定する指針内容は以下としたい。

## (通知) 専任教員養成講習会の開催指針 (案) (要望書一部抜粋)

## 第1 趣旨

本指針は、言語聴覚士学校養成施設指定規則に規定する「専任教員養成講習会」の形式、内容等を定めることにより、講習会の質の確保を図り、もって教員及び言語聴覚士養成の質の向上に資することを目的とするものである。

## 第2 開催指針

## 1. 開催実施担当者

次に掲げる者で構成される講習会実施担当者が、講習会の企画、運営、進行等を行うこと。

- (1) 講習会主催責任者 1名以上
  - ※ 講習会を主催する責任者
  - ※ (2)との兼務も可
- (2) 講習会企画責任者 1名以上
  - ※ 企画、運営、進行等を行う責任者
- (3) 講師 以下のいずれかを満たすこと
  - グループ討議の1グループ当たり1名以上
  - ※ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員又はこれと同等以上の能力を有する者
  - ※ 言語聴覚士の専任教員として5年以上の経験を有する者

## 2. 指導者講習会の開催期間

講習会は、17単位(360時間)以上であること。但し、3分の2以上は対面講習であることとし、eラーニングは3分の1を超えないこと。

## 3. 受講対象者

実務経験4年以上の言語聴覚士

4. 講習会における教育内容 **※次頁に記載**

別添1の教育内容及び目標を標準とすること。  
※各区分の単位数及び時間数は参考値とすること

## 5. 講習会におけるテーマ

専任教員養成講習会におけるテーマ、次の1)～○)に掲げる項目を含むこと。また、必要に応じて○)及び○)に掲げる項目を加えること。

- 1) 基礎分野
- 2) 教育基礎分野
- 3) 教育方法
- 4) 臨床実習教育
- 5) 管理と運営

## 論点・懸念点

- ・前頁の要望にある言語聴覚士の専任教員に求められる教育学の知識(教育の本質・目標、心身の発達と教育課程、教育の方法・技術)と講習会におけるテーマは整合性があると示せるのか。
- ・○)は何か。

(通知) 専任教員養成講習会の開催指針 (案) 別添1 (要望書一部抜粋) (つづき)

< 要望書抜粋 >

言語聴覚士の専任教員に求められる教育学の知識  
(教育の本質・目標、心身の発達と教育課程、教育の方法・技術)

< 専任教員養成講習会の開催指針 (案) 抜粋 >

5. 講習会におけるテーマ  
1) 基礎分野      2) 教育基礎分野      3) 教育方法  
4) 臨床実習教育      5) 管理と運営

区分	教育内容	目 標	単位数	時間数
基礎分野	教育の役割	現代社会の構造と教育の役割について学ぶ	2	30
	医療社会福祉制度	現行の法律や制度を学ぶ		
	言語聴覚士の職域	言語聴覚士の職域について学ぶ		
	初等中等教育の実際	高校までの学校教育の実際を学ぶ		
	青年期の心理的特徴	現代の若者の心理的特徴を学ぶ		
	教育原理	教育の本質を学ぶ		
教育心理学	学習理論・学習モデル・発達心理等を学ぶ			
教授方法	授業目的に合わせた教授方法を学ぶ			
教育評価	評価の目的や種類を学ぶ			
教育方法各論	科目構成	カリキュラム構成の実際を学ぶ	4	120
	授業設計	シラバスを作成し、授業を設計できるようにする		
	授業評価	授業の評価を学ぶ		
	成績評価	目標に合わせた試験問題を作成できるようにする		

臨床実習教育	実習の種類と方法	診療参加型臨床実習の考え方と方法を学ぶ	2	60
	指導の方法	行動を変えるための指導方法を学ぶ		
	評価の基準	実習に使われる評価方法を学ぶ		
	指導者論	臨床実習指導者に必要な資質について学ぶ		
研究方法	研究法	研究の種類と設計の要点を学ぶ	1	30
	統計学	デザインに合わせた統計手法を学ぶ		
	研究法演習	研究のデザインについて学ぶ		
管理と運営	リハビリテーション理念と職種	様々な職種の役割を理解する	4	60
	関連法規	コンプライアンス 労務管理の考え方などを理解する		
	職種間連携	対象者中心のリハビリテーションのために職種間の連携について理解する		
	人間関係論	良好なコミュニケーションと業務の遂行のために人間関係論を学ぶ		
合 計			17	360

## 1. 言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会(第6回)で構成員等よりいただいたご意見①

### 専任教員の要件として追加を要望する講習会の実施方法、内容に関する事項について

- 専任教員の要件とする講習は、養成する機関ではなく内容で指定すべきではないか。
- 教育者になるには、例えばグループでディスカッションをする形式やワークショップ型の内容も必要ではないか。
- 授業項目が書いてあるだけで、それをどういう形態として行うかを入れるべき。
- 3分の2以上が対面、3分の1がeラーニングとなっているが、オンデマンドでの実施を含め、参加しやすさを考慮して柔軟にすべきではないか。
- 質を高める意味合いから講習会を要件に追加するのであれば、eラーニングに関しては後でeテスト等をつけ、内容を十分理解しているかを確認することが重要である。
- eテストを受けて行う内容のほうが対面よりも効果的な場合があるのではないか。
- eラーニングは便利だが資格を与える講習会となるため、何かしらのテストはあるべきであり、また本人確認と受講確認は必須であることを前提に項目立てはすべき。
- 講習で受講すべき内容は明確に提示し、その後のテスト等による評価は大事である。
- 理学療法士・作業療法士の専任教員講習会は、2/3が対面、1/3がeラーニングという規定があるにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の蔓延する今般は、全てオンラインで実施することが認められており、言語聴覚士の講習会の指針案に合わせて、当該職種の講習の指針も見直してはどうか。
- 講習内容の実施方法について、グループディスカッション等の科目も当然あると思われるが、要望団体として内容について改めて詳細情報を次回、提示する。
- 3分の2以上対面、3分の1はeラーニングとはどの情報をもとに積み上げて出された数字なのかが不明なため、今日の議論も踏まえて、修正案を要望団体に先に出していただき、次回、十分な準備の上で議論がすべき。

## 1. 言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会(第6回)で構成員等よりいただいたご意見②

### 専任教員の要件として追加を要望する講習会の免除に関する事項について

- 講習会受講対象の限りでない者として、大学や大学院の教育学に関する科目があるが、教育学には教授学・教育方法学・教育評価学・臨床教育学等と様々な項目があるため、講習内容と整合性を取るためにも、ここで求める教育学が何を指すのかも議論すべき。
- 大学卒業すれば一律免除というのは良くないのではないか。
- どのような大学を卒業しているのか、どういことを履修しているのかにより大分違いがあるため、大学卒業が研究方法、管理と運営の30時間と60時間を免除とすべきではない。
- 履修科目により免除内容を決めればいいのか。
- 要望にある“同等以上の知識と技術を有する者”は、よくある規定に倣いで入れたものであって具体はない。
- 免除規定をつくるのであれば、その内容がもう少し普遍的、一般的なものであるべきであり、内容や文言について本当に明示するのかを含めた検証も必要になるため、要望団体には次回資料はかなり練った上でお出しただかないと、また議論が大変よく分からない話になってしまう。

### その他の専任教員の要件に関する事項について

- 専任教員の要件については、要望した団体から見ても正直に言って若干調整不足のところがあると思っている。
- 専任教員の1人1週間当たりの担当授業時間数は、教員が実習についていく場合もあるため、10時間を標準とするのは無理があるのではないか。
- 言語聴覚士の業務は音声・言語・聴覚の障害等と様々あるため、臨床の業務経験は一律に年限だけでなく、少なくとも複数の領域で経験がある者としてはどうか。
- 言語療法士が臨床での業務を退く場合、理由の多くが教員となるためであり、教員応募を効果的に行えば教員は十分に集まると思われる。一方で、臨床の業務は補充が大変困難であり困る事情が確かにある。
- 専任教員の要件とする講習のカリキュラムをしっかりと議論することで、専任教員の要件とすべき内容が必然的に決まってくるのではないか。

## 2. 構成員等よりいただいたご意見を踏まえた対応状況について

### 専任教員の要件に関する事項

- 前回の検討会において、日本言語聴覚士協会及び全国リハビリテーション学校協会の専任教員要件の見直しに関する要望事項に対して、事務局による確認事項や懸念点、構成員からのご意見が多岐にわたり出た。  
こうした状況を踏まえ、事務局において主に以下の論点について、検討会の場において構成員にご議論いただけるよう、当該要望団体から要望内容の趣旨を改めて確認するとともに、意見の調整を行った。  
  
(論点とした要望事項)
  - ・ 専任教員のうち、業務経験5年以上の言語聴覚士の人数を1名ずつ増員すること
  - ・ 言語聴覚士である専任教員の新たな要件として、質の観点から、一定基準を設けてこれを満たす者を除き、指定内容の講習会修了を求めること 等
- こうした調整を経て、当該要望団体から要望書内容について、再度の訂正と要望事項の補足説明資料が提出された。
  - ・ 【参考資料4】 言語聴覚士教育見直し要望書の一部再々訂正（差し替え版への追記修正）
  - ・ 【参考資料7】 要望書内容（教員）に関する補足説明及び要望書の一部再々訂正
  - ・ 【参考資料8】 調査まとめ：言語聴覚分野における専任教員の増員について（2年課程）
- 上記を踏まえ、さらに当該要望団体からのご意見と提出されたアンケート資料（参考資料8）を精査し、教員の要件として事務局提案を提示するに至った。（資料2-2）